

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年12月5日～2019年12月11日)

令和元年(2019年)12月13日

H E A D L I N E S

政治

最高裁判所労働・社会保険部による全国裁判所評議会(KRS)の中立性に関する判断
与党議員による憲法廷への全国裁判所評議会(KRS)評議員選出に関する合憲性判断の要請
ポーランド軍、アフガニスタンへ11次隊派遣
ポーランドのOSCEの2022年議長国への立候補及び選出
メルケル独首相のポーランド来訪
モラヴィエツキ首相のラトビア訪問
プシダチ外務次官の訪日
米国とのサイバー・セキュリティに関する協力
アルバニア地震被害に対するポーランド軍の緊急派遣
チャプトヴィチ外相のオランダ訪問

治安等

道路交通法の一部改正
公安庁(ABW)による白書の発表
当地ロシア大使館前で実施されたベラルーシ人グループによる抗議活動
チェチェン人密入国者の摘発
ショッピングモールでのテロを計画したウクライナ人イスラム教徒の拘束
中国の5Gネットワーク開発への関与等に関するカミンスキ特務機関調整担当大臣の発言
カミンスキ特務機関調整担当大臣、米国から欧州の共産主義体制崩壊に関する分析資料を受領
ゴヴィン副首相の警護車両の交通事故

経済

エミレヴィチ開発大臣、投資促進政策について言及
政府、外国人への労働許可証発給手続きの改善を検討
フィッチによる経済見通し
労働力不足に関する予測
ポーランドの賃金水準見通し
中国による地下道路トンネルの建設
国営エネルギー企業の動向
ポーランドの空港利用者増加
原子力発電に関する動向
米国エネルギー規制当局との協議
ウクライナとのガス掘削に係る協力

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
国際機関への就職に関心がある皆様へ
大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先：大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

最高裁判所労働・社会保険部による全国裁判所評議会(KRS)の中立性に関する判断【5日】

5日、最高裁判所労働・社会保険部は、2018年4月施行の最高裁判所法により定年を迎えた裁判官の職務延長手続きにおいて、全国裁判所評議会(KRS)が職務延長を認めなかった事案に関する審理で、KRSの決議を破棄する判決を下した。また、同部は判決文中で、KRSは立法府及び行政府からの十分な独立を保障していないと言及した。

与党議員による憲法法廷への全国裁判所評議会(KRS)評議員選出に関する合憲性判断の要請【7日】

7日、与党「法と正義」(PiS)の議員グループは、憲法法廷に対し、全国裁判所評議会(KRS)評議員の選出プロセスで評議員候補者を支持した者のリストの公開及び情報公開の制限に関する法規定の合憲性判断を要請した。PiS議員グループは、本年8月にも同様の要請を行い、その後同要請を凍結している。

外交・安全保障

ポーランド軍、アフガニスタンへ11次隊派遣【4日】

4日、アフガニスタンにおける第11次隊として任務に就くポーランド軍派遣部隊の壮行行事が第12機械化旅団(シチェン所在)において行われた。同部隊は、アフガニスタン内務省に所属する治安部隊と機関に対して訓練活動のアドバイス等を行う任務に就く。

ポーランドのOSCEの2022年議長国への立候補及び選出【5日】

5日、スロバキアで開催されたOSCE閣僚理事会において、ポーランドが2022年の議長国となることが決定された。ポーランドが同議長国を務めるのは1998年以来。チャプトヴィチ外相は、ポーランドの立候補に対する支持に感謝し、ポーランドの目標は、欧州における信頼回復のための努力であると強調した。

メルケル独首相のポーランド来訪【6日】

6日、メルケル独首相が、アウシュヴィッツ＝ビルケナウ基金創設10周年の機会に国立アウシュヴィッツ＝ビルケナウ博物館を訪問した。同首相及びモラヴィエツキ首相は、第11ブロックの「死の壁」の前に献花し、黙祷を捧げた。メルケル首相はまた、同基金の設立10周年記念式典で演説を行い、アウシュヴィッツはドイツが管理していたドイツの死の収容所であることを強調し、犯罪人を明確に示すことは重要であると述べた。

モラヴィエツキ首相のラトビア訪問【6日】

6日、モラヴィエツキ首相はラトビアを訪問し、「バルト三国(B3)+ポーランド」の枠組みでの首相会合に参加し、インフラ、安全保障、欧州問題等につき協議した他、カリンシュ・ラトビア首相とEU、NATO及び地域における協力につき二国間協議を行った。

プシダチ外務次官の訪日【6日】

6日、プシダチ外務次官は日本を訪問し、中山展宏外務大臣政務官との協議において、今次同次官の訪問が、両国の協力において特に経済面に重点を置き、また二国間の行動計画の新たな扉を開くことを望むと述べた。また、インフラ及びエネルギー分野の投資に係わる協力は最優先事項であるべきと述べた他、藤井直樹国土交通審議官、河野義博農林水産大臣政務官等との協議を行った。

米国とのサイバー・セキュリティに関する協力【7日】

7日、ズジコト国防副大臣は訪米し、サイバー・セキュリティ関係及び軍事教育に関する関係強化のための協議に参加した。同副大臣は、ウェラン米国防長官副補佐官兼サイバーコマンド代表と会談し、両国共通事業におけるポーランド側からの提案を提示した。また、同副大臣は、同協議の他、米国防大学のウェストポイントを訪問するとともに、国家サイバーセンター代表とボルチモアにて意見交換を行った。更に、フォート・ゴードンに所在する軍サイバーセンター代表とも意見交換を行い、サイバー・セキュリティを担う米国とポーランドの機関の将来的な協力について議論が行われた。同副大臣滞在の間、中満泉国連事務次長兼軍縮担当上級代表及びリアジ国連事務総長補佐官とも会談が行われ、国連のワーキンググループの取り組み及びAI技術などについて意見交換が行われた。

アルバニア地震被害に対するポーランド軍の緊急派遣【8日】

8日、11月末にアルバニアにて発生した地震被害を分析・評価するため、ポーランド軍の偵察部隊が派遣された。ポーランドは同地にてインフラ復旧の任務への参加を希望している。EU、米国及びアルバニア周辺国はレスキュー部隊を派遣している。ポーランド医療任務団体は、アルバニア地震支援として募金活動を開始している。

チャプトヴィチ外相のオランダ訪問【11日】

11日、チャプトヴィチ外相はオランダ・ハーグで開催された第29回ユトレヒト会議に出席し、ポーランド・オランダ関係における同会議の役割を強調した。同会議は1999年に、両国間で二国間関係、欧州問題等に関する協議を行うために開始された。同外相

はまた、ブロック外相と二国間関係、ロシア、対米・対中関係、新体制の欧州委員会を含む現下の欧州問題に関して協議を行ったとし、ポーランドは「強いEU、より大きいEU予算」を支持し、ポーランドがエネルギー転換の重荷を背負うことには賛同しないと述べた。

治 安 等

道路交通法の一部改正【6日】

インフラ省は、緊急車両接近時の一般車両の徐行義務付け、路線減少時の優先順（減少する路線を走行する車両に優先権あり）を定めた道路交通法改正が6日付けで発効したと発表した。同改正は、他の欧州諸国の道路交通法との整合性を確保することに主眼を置いており、インフラ省の進める2013年から2020年の道路安全プログラムの一環として実施された。なお、違反者への罰則については今時改正では規定されていない。

公安庁(ABW)による白書の発表【6日】

公安庁(ABW)は、同庁の2015年から2019年の活動に関して取りまとめた白書を公開した。同白書は、脅威事案(ハイブリッド型脅威も含む)の件数はかつてないほど増加しており、最も深刻な安全保障上の脅威は、ロシアによる攻撃的な対外政策に関連したものとしている。また、ポーランドはSNS等を利用したプロパガンダや偽情報の拡散に特に脆弱と指摘されており、政治・社会情勢の不安定化を目的に偽情報の拡散が、社会の分断・まひを目的に過激な政治思想等の拡散が行われているとされる。テロ関連では、2015年から2019年にかけて、テロ活動にかかわったとしてポーランドで有罪判決を受けたのは6人、テロにかかる治安上の脅威として国外退去となった外国人は14人。同様の理由で入国拒否ブラックリストに登録された外国人は48人であることなどが示された。

当地ロシア大使館前で実施されたベラルーシ人グループによる抗議活動【8日】

8日、ワルシャワ市内に所在する在ポーランド・ロシア大使館前にベラルーシ人、ウクライナ人、ロシア人ら約200人(主催者発表約300人)が集まり、ベラルーシ政府が進めるロシアとの統合政策への抗議活動を実施した。同抗議活動は、7日にソチでベラルーシとロシアの間で首脳会談が行われたことを受けたもので、ミンスクでも同様の抗議活動が実施されている。今時活動における逮捕事案などは確認されていない。同抗議活動企画者は、今回の抗議活動は始まりに過ぎないと述べた上で、ベラルーシとロシアの統合に向けた試みが今後も深化していくのであれば、ワルシャワ市内でベラルーシの独立を訴えるデモ行進を行うことも計画していると述べた。なお、抗

議活動参加者によれば、12月20日にも、サンクトペテルブルクで行われるベラルーシ・ロシア首脳会談に合わせワルシャワで抗議活動が実施される予定となっている。

チェチェン人密入国者の摘発【9日】

9日、国境警備隊は、アウグストゥフで車両での密入国を試みたチェチェン人4人を拘束した。同グループは、チェチェン系密入国あっせん業者の手引きでリトアニアから密入国を試みたもので、あっせん業者のチェンチェン人(無国籍)も同時に拘束された。

ショッピングモールでのテロを計画したウクライナ人イスラム教徒の拘束【10日】

4日、公安庁(ABW)は、ルベルスキエ県プワヴィのショッピングモールでテロ攻撃を計画した疑いでウクライナ人イスラム教徒・マクシム・S(当地のプライバシー保護法に基づき姓等は非公開)を拘束した。被疑者には5年以下の自由剥奪が課せられる可能性がある。検察によれば、被疑者は2か月前からポーランドに居住しており、多数の身体や財産に危害を及ぼす爆発物を作成するなどの特異動向が確認されたほか、公共の場で自動車爆弾を爆発させるテロ攻撃を計画し、資金や武器を収集したことから、ABWによる身柄拘束が行われたとされる。当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャーリン報道官は、被疑者は過激な宗教観を持つ人物と度々接触しており、遅くとも2019年10月からプワヴィ及びワルシャワで自動車爆弾や銃器を使ったテロを計画していたと述べた。ABWによれば、被疑者は数週間前にイスラム教に改宗してムハンマドというイスラム名を得た後、急激に過激化し、ワルシャワで周囲の外国人にイスラム過激思想を拡散していたほか、タジキスタン人やチェチェン系ロシア人と懇意にしていたとされる。ABWは、これら被疑者と親しい人物に関しても住居の搜索等を実施した。

中国の5Gネットワーク開発への関与等に関するカミンスキ特務機関調整担当大臣の発言【10日】

10日、米国を訪問中のカミンスキ内務行政大臣兼特務機関調整担当大臣は、ワシントンDCのウィルソンセンターで講演し、中国企業が5G技術開発の魅力的なパートナーとなり得るとする見解に憂慮しており、中国企業との協力に合意する人々は浅はかと言

わざるを得ない、5Gが文明社会発達の新たな一歩となるのであれば、中国企業をこのような機微な分野に参入させることには計り知れないリスクがあり、無責任であるなどと述べた。また、同大臣はロシアによる諜報活動についても言及し、ロシアの情報機関はソ連の再興を目的に活動しており、ロシアは情報機関に支配された国家であると述べた。

カミンスキ特務機関調整担当大臣、米国から欧州の共産主義体制崩壊に関する分析資料を受領【10日】

10日、米国を訪問中のカミンスキ内務行政大臣兼特務機関調整担当大臣は、米国CIAが作成した中東欧の共産主義体制崩壊に関する分析資料（機密

指定解除済み）を受領した。同資料は全105集の短期分析資料で、ポーランドのみならず、中欧、バルカン半島諸国に関するものも含まれる。同資料は、国家記憶院(IPN)で保管される予定。

ゴヴィン副首相の警護車両の交通事故【11日】

11日、ゴヴィン副首相を乗せて高速道路S7を走行していた国家警護局(SOP)の警護車両がトラックと接触する交通事故を起こした。接触は警護車両がトラックを追い越した際に発生したとされ、ゴヴィン副首相にけがはなかった。ポーランドでは要人警護車両が絡む交通事故が度々発生しており、野党が要人警護体制に関する追求を強めている。

経 済

経済政策

エミレヴィチ開発大臣、投資促進政策について言及【9日】

エミレヴィチ開発大臣によると、開発省は財務省と共同で2020年上半期に投資促進政策を提案予定であるという。政府のイノベーション政策はデジタル化4.0、ポーランド人の能力開発、グリーン経済、イノベーション・スタートアップ・新技術の4本柱を基礎とし、税額控除の他に、AI学校の立ち上げ、グリーン投資への支援等が検討されているとされる。同大臣は、これらの事業は、GDPの2.6%を研究開発に割り当てるという目標達成に向けた取組の一例に過ぎないと説明した。今後、同提案に関する社会協議が予定されており、詳細は2020

年中頃に明らかになる予定。

政府、外国人への労働許可証発給手続きの改善を検討【9日】

家族・労働・社会政策省は、外国人への労働許可の発給手続きを改善するべく、来年2月に関連規則の改正を予定しているという。同省によると、改正案では一部の提出書類の交付条件を限定すること等が含まれている。社会保険庁(ZUS)のデータでは、ポーランドにおける外国人の社会保険加入者数は2019年第2四半期には64万4,300人であったが、10月末には68万3,000人に増加した

マクロ経済動向・統計

フィッチによる経済見通し【5日】

格付機関フィッチは、ポーランドのGDP成長率見通しについて、2020年と2021年は前回発表時から変更はなく、それぞれ3.3%、3.3%と予測。また、2019年については前回予測の4.1%から4.3%に引き上げた。フィッチは、政府による成長促進のための財政政策にも関わらず、家計消費は経済減速への懸念から鈍化すると見通しを示した他、2019年第3四半期に民間・公共セクター共に投資の伸び率は前年同期の9.1%から4.7%に急激に落ち込むと予測している。

労働力不足に関する予測【10日】

格付け会社のムーディーズは、報告書において、ポーランド、ハンガリー、ルーマニアの3か国について、労働力不足が大幅な信用リスクに繋がるとした。同報告書によると、中・東欧地域では3分の1

以上の企業が2019年第3四半期に労働者不足の課題を抱えている。労働力不足の要因は、西欧や北欧への海外移住にあり、生産年齢人口の減少が高齢化を増長させる傾向にあるという。ムーディーズは、5月の報告書において、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーでは、2040年までに人口は250万人減少すると見られる一方、労働人口は500万人減少すると予想した。ポーランドには多くのウクライナ人労働者がおり、2017年には労働者の4%を占めた。また、2012年～2018年に社会保険に加入した移民の数は6倍に増加した。しかしながら、移民の増加によっても労働力不足を埋めることは困難な見通しであり、ポーランド経済研究所(PIE)によると、現在14万件の欠員があるが、何も変化がなければ、この数字は2030年には100万件に増加する可能性があるという。

ポーランド産業動向

ポーランドの賃金水準見通し【5日】

国際会計事務所 Grant Thornton の調査によれば、ポーランドの賃金水準は他のEU諸国よりも急速に上昇しているものの、EU平均に達するには50年かかるとされる。なお、中央統計局(GUS)によれば、ポーランドの2019年10月の賃金水準は対前年同月比5.9%増となった。

中国による地下道路トンネルの建設【9日】

中国鉄路工程総公司是、ポーランド北西部シフィウシチェ近郊のウーゼドム島とヴォリン島間の地下道路用のトンネルを建設するため、トンネル採掘機(TBM)を分解して持ち込む。同プロジェクトは、2022年9月までに竣工完了を予定し、中国・ポーランドとのコンソーシアムが、9.13億ズロチで落札、うちEUインフラ基金から7.76億ズロチの補助を受ける。

国営エネルギー企業の動向【9～12日】

国営石油・ガス企業 PKN Orlen 社は、国営電力企業 Energa 社に対する株式公開買付(TOB)を発表し、来年4月中旬を目途に、Energa 社の株主比率66%程度の獲得を計画している。オバイテク PKN Orlen 社長は、環境投資への強化を含む旨を強調した。Energa 社は、オストロウエンカ石炭火力発電所の建設問題を抱えており、慎重なデュー・デリージェンスが必要となる。サシン国有財産大臣は、国営企業の競争力向上のために、ポーランドのみならず欧州市場における同分野の国営企業間の事業統合を検討する意向を示した。

ポーランドの空港利用者増加【10日】

ユーロスタットによると、ポーランドの2018年の空港利用者数は対前年比16%増の約4,600万人であった。EUで最も空港利用者が増加したのはリトアニアで、前年比19%増であった。EU全体の2018年の空港利用者数は、前年比約6,300万人増となった。

エネルギー・環境

原子力発電に関する動向【5日】

韓国国営原子力公団KEPCOの子会社KHNP社は、ポーランドの原子力に関心を示しており、KHNP副社長は、原発に関する資金及び技術移転に係る支援を韓国政府に求めた。同社関係者は、技術移転、部品供給も含めてポーランドの原発建設に関心があるという。

米国エネルギー規制当局との協議【9日】

ポーランド・エネルギー規制局(URE)と米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)はワルシャワで協議を行い、エネルギー分野におけるサイバー・セキュリティ、エネルギー市場操作の防止、LNG及び再生可能

エネルギーの開発に関して意見交換を行った。FERCは、チェコなど中東欧を歴訪しており、サイバー・セキュリティに関して日本、ブラジル、インドとも協力関係を締結している。

ウクライナとのガス掘削に係る協力【10日】

9日、国営ガス企業PGNiGとウクライナのエネルギー開発会社Energy Resource of Ukraine(URE)は、ポーランド・ウクライナの国境にまたがるガス鉱床の共同採掘に関する合意に署名した。PGNiGは、2022年に契約期間が終了するロシア・ガスプロム社とのガス輸入契約を更新しない意向を示している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注): シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年12月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会 「一緒にアート: ポーランド・日本」【10月12日(土)～2020年1月5日(日)】

ニサにて、ニサ郡立博物館主催による展覧会『一緒にアート: ポーランド・日本』が開催中です。日本人8名とポーランド人5名のアーティストによる作品が展示される予定です。

開催場所: ニサ, ニサ郡立博物館, ul. Biskupa Jaroslawa 11

詳細: <http://www.muzeum.nysa.pl/>

〔開催中〕日本ポーランド国交樹立 100 周年記念書道展【11月8日(金)~2020年1月5日(日)】

トルンにて、トルン旧市庁舎博物館主催による『日本ポーランド国交樹立 100 周年記念書道展』が開催中です。日本の書道家による約100点の作品が展示される予定です。

開催場所: トルン, トルン旧市庁舎博物館, Rynek Staromiejski 1

詳細: <https://muzeum.torun.pl/>

〔開催中〕墨絵展【11月18日(月)~12月27日(金)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本画の授業を受けている学生による墨絵展が開催中です。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

〔開催中〕ヴロツワフでの合気道40周年【12月6日(金)~20日(金)】

ヴロツワフにて、びらん会ポーランド主催による『ヴロツワフでの合気道40周年』が開催中です。合気道のセミナーやデモンストレーションなどが予定されています。

開催場所: ヴロツワフ, オリンピックスタジアム, aleja Ignacego Jana Paderewskiego 35

詳細: <http://www.birankai.pl/>

〔予定〕講演会とコンサート「日本の現代音楽・アンビエント」【12月16日(月) 17:00】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本の現代音楽・アンビエントに関する講演とコンサートが開催されます(英語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

〔予定〕映画上映会:「永平寺 禅の世界」【1月13日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「永平寺 禅の世界」が上映されます(日本語音声, 英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

〔予定〕講演会「日本の幽霊」【1月14日(火) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ワルシャワ大学日本学科のアンナ・ザレフスカ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録: info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

〔予定〕映画上映会:「密着! 熊本城復旧プロジェクト」【1月27日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「密着! 熊本城復旧プロジェクト」が上映されます(日本語音声, 英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)